

<p>建設局 (公益財団法人 東京都公園協会)</p>	<p>瑞江墓徳所 使用料の徴収事務を適正に行うべきもの</p>	<p>東京都瑞江墓徳所の管理に関する基本協定では、東京都瑞江墓徳所における管理運営業務のうち、施設の使用許可については、協会が受付及び使用料の徴収を行い、協会がされた使用料は、局がこれを受け入れることと定められている。協会は、使用料の徴収に当たり、使用料の3枚1組で構成される、連番領収書の3枚1組で構成される、連番管理された手書き複写式の帳票を用いている。この事務処理について、令和4年2月分(579件)を見たところ、協会は、帳票を書き損じた場合(8枚4一式)において、書き損じた帳票は3枚1組で保管しているもの、番号が振られ振られた別の帳票に書き損じた帳票の帳票として使用料を徴収していったことが認められた。このような事務処理は、収入金の漏れや帳目を防ぐという、帳票の連番管理の趣旨に沿った事務処理となっており、適正でない。協会は、帳票の取扱いを改めて、瑞江墓徳所使用料の徴収事務を適正に行わ</p>
<p>建設局 (公益財団法人 東京都公園協会)</p>	<p>規程に従った契約事務を行うべきもの</p>	<p>協会は、緊急起工においても250万円以上の契約の場合には契約書を締結するよう、令和5年3月13日付で「緊急起工・簡易(2-1ウ)」を改訂した。令和4年10月28日開催の維持係長会議及び同年11月15日開催の公園事業部部長会議並びに同月24日開催のエリア担当係長・副園長会議において、指摘事項を周知し、契約事務が適正に行われるよう注意喚起した。【2-エ】</p>

<p>建設局 (公益財団法人 東京都公園協会)</p>	<p>(契約変更について) 契約期間を変更するべき契約について、協会は適正な手続を適正に行うべきもの</p>	<p>協会は、旧古河庭園の「春のバラフェスティバル」実施及び維持管理費を委託しており、この契約では、令和3年11月19日までと定めていた。令和3年11月13日に受託者にライトアップを実施させた。令和3年4月8日から同年6月10日までであるため、協会は契約書に定められた契約期間外にライトアップを実施させていたことになる。要綱によれば、契約期間の変更が生ずる場合には、契約期間を延長する必要がある。また、旧古河庭園は都の文化財であることなどから、事故が発生した場合等に対処できるような損害賠償請求等について定められた契約書の契約期間内に業務を履行すべきであり、協会が契約変更手続を行っていないことは、適正でない。協会は、契約期間を変更するべき契約について契約変更手続を適正に行われたい。</p>
<p>建設局 (公益財団法人 東京都公園協会)</p>	<p>(契約変更について) 契約金額を変更するべき契約について、協会は適正な手続を適正に行うべきもの</p>	<p>協会は、石神井公園の野外卓補修と樹木管理のため、工事契約を締結50本を枯損木伐採1本を行い、その発生費を分担している。この契約は、令和3年11月13日付で「契約前度及び契約案件に関する手引き」を改訂し、今回の事例を用いて、契約金額の変更が生じた場合は契約変更手続を行うことを明記した。【2-エウ】</p> <p>協会は、令和4年10月28日開催の維持係長会議及び同年11月15日開催の公園事業部部長会議並びに同月24日開催のエリア担当係長・副園長会議において、指摘事項を周知し、契約変更手続及び履行実態の適正に行われるよう注意喚起した。【2-エ】</p>

<p>82</p> <p>建局(公)法人 建設国道路 東京都道路 整備保全公 社</p>	<p>(八重洲駐 車場)ほか4 駐車場にお ける大規模 改修及び中 規模修繕に ついて(1) 全面打診調 査結果の対 応を適切に 行うべきも の</p>	<p>昭和通り駐車場全面打診調査委託 (日本橋駐車場外3場)の調査結果に ついて、公社は、令和2年10月に告 白の中で、東銀座駐車場のB階段崩り 場面の漏水について、B階段崩り場 部の壁面の上部から漏水が集中し階段照 明が設置されている梁型部からの漏 水が原因と見受けられ、梁型部の仕上げ材は 漏水による膨れ、欠損が見られると報 告されている。また、既存梁型部の欠 損のある部分に仕上げ材等を撤去す るよう依頼があったが、仕上げ材の石 綿含有の有無が不明なため、既存の まま残置として報告されている。 この報告について現場確認を行った ところ、監査日(令和4年9月14 日)現在、梁型部の仕上げ材の漏水 上の膨れが、幅2m・高さ0.5m程 度の範囲において露出している状況が 認められた。当該箇所について、返 りによる経過観察及び立入防止措置を講 じているとするものの、石綿含有の可 能性があるにもかかわらず、撤去や被覆等 の対応がされていない。 同時期に施工開設された駐車場にお いて石綿含有が確認された例もあり、 当該箇所が石綿含有の可能性が否定で きない状況であるから、漏水による膨 れが進行し、被覆等の応急措置対応を行 うべきである。また、本全面打診調査 委託の調査結果を受け、速やかに石綿 含有を調査する上で、適切な対応を行 うべきである。 公社は、こうした対応を公社に指示す べきであるにもかかわらず、監査日現 在まで、これを行っておらず、適切で ない。 局は、全面打診調査結果の対応を適 切に行われた。</p>
<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>令和4年10月6日に、応急措置と して当該箇所を被覆する対応を行っ た。また、令和4年11月下旬に当該箇 所の石綿含有調査を実施した結果、石 綿含有は認められなかったため、令和 5年1月に梁型部の仕上げ材の膨れの 除去を実施した。【1-1-1】 道路管理課は、令和5年2月22日 開催の品課長会にて指摘内容を周知 し、注意喚起した。令和5年2月27日 に、部は、令和5年1月27日に 指定管理者との情報連絡会で指摘内容 を周知し、再発防止を図った。 【2-1-エ】</p>	

<p>83</p> <p>交通局(株 式会社東京 交通会館)</p>	<p>駐車料金の 追加支払等 の精算を行う べきもの</p>	<p>会社は交通会館ビル内の駐車場を交 通局と区分所有し、駐車料金を収入 管理業務を局から委託している。局 は、賃借管理業務の補正により、会 社・局の駐車台数の比によりあん分 し得る額とされ、それぞれ専有部分 の区分にある駐車可能台数を細目 で定めている。駐車料金の他、駐車 業務委託料等も、細目で定める駐車 可能台数である分し、算出されている。 【2-1-エ】令和元年7月に駐車可能台数が 1台・会社1.35台へ改定されて いるが、台数の根拠とした改修工事の 乗議書に添付された駐車場の図面 では局4.1台・会社1.34台となっ ており、現地の状況も図面と一致し、 局と会社の台数に1台分の相違があるこ とが認められた。 これにより会社から局に対し、相殺 後、令和元年度から令和4年度までの 合計で2,42万円の追加支払が必要 な状況となっている。 会社及び局は精算を行い細目を改定 するとともに、協定等の改定の際には 要約に改定内容を精算台数の確認を改 定時のみならず定期的に図行われた。</p>
<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>会社は、社内の執務室等における通 信設備関係の工事に係る契約を締結し ている。会社は、作業依頼書を受注者 に交付すること、作業の指示を行 い、実施した作業項目・数量に応じ て支払を行うこととしている。 ① 会社は、台東事業所にネットワー クサーバを設置することを受注者に指 示しているが、履行状況を確認した ところ、指示内容と異なる工種単 位により支払行われていた。会社に確 認したところ、当初は5ポートのハ ワト設置を指示したが、その後レイ アウト変更が生じ、受注者に口頭 で、8ポートのサーバ設置を指示した とのことだった。しかし、履行及 び支払が適切であったか確認でき ない。 ② ターネット配線や電話配線などの作 業を指示している。会社は、作業実 施後、指示内容と異なる数量を把握し、支払を 行っている。数量を裏付ける資料の受 注者を確認したところ、会社から受 注者に提出を求めていないこと だった。しかし、報告に際し、出 来高報告から報告に際し、出来高 報告に、過大なことから、出来高支 払を求めた数量のみを根拠として 会社は、指示を適切に行う とともに、根拠となる資料の提出を受 注者に求めるなどとして、適切に 確認の上、支払を行われた。</p>	
<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>会社及び局は、令和4年12月9日 付の細目改定により、駐車可能台数を 修正した。【1-1-エ】令和4年8月1日に適 用した。【1-1-エ】これに基づき駐車料 金等の精算を行う、会社は、令和4年 12月27日付で、局に対し、 2,42万7,816円の追加支払を 行った。【1-1-エ】 【2-1-エ】令和5年1月11日付で会社 宛て、令和4年財政援助防犯等監査の 指摘事項の是正及び再発防止につ いて「2-1」を提出し、再発防止を指示した。 【2-1-エ】 会社及び局は、再発防止のため、契 約改定時の業務フローを見直した。 【2-1-エ】 局は、チェックリストを作成し、協 定等の改定時に加え、年1回現場を確 認すること、再発防止を図るとし た。(初回は令和5年2月8日に実 施)【2-1-エ】</p>	

<p>84</p> <p>水道局(東 京水道株式 会社)</p>	<p>通信設備工 事単価契約 について、面 談して行くと ともに、数 量を確認の うえ、支払 を行うべき もの</p>	<p>【2-1-エ】 ① 管理本部は、受託業者への指示 は必ず書面で行うこと、当初の指 示内容と異なるケースが生じた際 は、必ず書面にて変更作業 依頼書を作成することを令和5年1 月10日付通知文により周知徹底し た。【2-1-エ】 ② 作業結果については現地(写真) 確認等を行うことにより指示内容 と出来高報告との差を明らかにし、 出来高報告書に、出来高報告書の根拠と なる現地写真等を添付するよう受託 者に求めること、を上記通知文により 周知徹底した。 【2-1-エ】 ③ さらに、管理本部は、指摘に係る適 切な契約手続の徹底について、令和5 年2月6日付通知文により全社に周知 徹底した。【2-1-エ】 ④ 会社は、社の内部監査においても類 似事例を確認し、再発防止を図る こととしている。</p>
<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	

<p>水道局（東京水道株式会社）</p>	<p>作業の内容等 を仕様書に より明確に した上で、 適切に契約 手続を行う べきもの</p>	<p>1 ア イ ウ エ</p> <p>2 ア イ ウ エ</p>	<p>① 会社は、「新封入封鎖機設置およびレイアウト変更工事について」の契約を指名競争入札により締結している。</p> <p>本契約について見たところ、簡易なレイアウトが添付された仕様書・機器の移設や廃棄の指示が記載されているが、什器・機器の種類や数量等は記載されておらず、作業内容が不明瞭なものとなっている。予定価格を設定する際、本契約の予定価格から下見積書を見直し、作業内容により早朝や夜間等作業時間の中におけることなどが必要な機器が含まれていることなど、必要十分な機器が示されている。内容は入社の際に提示している仕様書には全く明記されていない。</p> <p>② 会社は、お客さまセンターの事務処理部門の拠点集約に当たり、「令和3年度お客さまセンターにおける電話機移設・増設に伴う電話交換機・CTI系機器にかかる作業委託」の契約を締結している。</p> <p>本契約は、今回作業対象となる電話交換機、CTI系機器及び導入するソフトウェアの製造業者との特定契約（特命随意契約に相当するもの）であり、会社の契約事務規程により契約書の作成を省略して請書を徴している。</p> <p>その請書を見たところ、仕様書及び図面等が全く添付されておらず、どのような契約内容かが不明なものとなっている。</p> <p>会社は、作業の内容・条件等を仕様書で明確にした上で、適切に契約手続を行われたい。</p>
<p>益財団法人 東京学校支援機構</p>	<p>運営費補助金に係る概算金払を行うべきもの</p>	<p>1 ア イ ウ エ</p> <p>2 ア イ ウ エ</p>	<p>① 今後、レイアウト工事等の同様の契約において作業内容や条件等を明確にした仕様書を作成するため、仕様書を作成した。【2-エ】</p> <p>② お客さまセンター本部は、仕様書及び図面等の必要な書類が添付され、契約内容が明確になっている請書であるが、複数エントリを徹底するよう、令和5年1月13日付通知文により周知した。【2-エ】</p> <p>また、管理本部は、取引先による仕様書の添付忘れ防止のため、令和5年2月6日付の請書受取書に添付する旨を記載した。【2-イ】</p> <p>さらに、管理本部は、指摘に係る適切な契約手続の徹底について、令和5年2月6日付通知文により全社に周知した。【2-エ】</p> <p>今後は、会社の内部監査においても類似事例を確認し、再発防止策の効果を検証していく。</p>

<p>教育庁（公益財団法人 東京学校支援機構）</p>	<p>運営費補助金に係る概算金払を行うべきもの</p>	<p>1 ア イ ウ エ</p> <p>2 ア イ ウ エ</p>	<p>① 今後、レイアウト工事等の同様の契約において作業内容や条件等を明確にした仕様書を作成するため、仕様書を作成した。【2-エ】</p> <p>② お客さまセンター本部は、仕様書及び図面等の必要な書類が添付され、契約内容が明確になっている請書であるが、複数エントリを徹底するよう、令和5年1月13日付通知文により周知した。【2-エ】</p> <p>また、管理本部は、取引先による仕様書の添付忘れ防止のため、令和5年2月6日付の請書受取書に添付する旨を記載した。【2-イ】</p> <p>さらに、管理本部は、指摘に係る適切な契約手続の徹底について、令和5年2月6日付通知文により全社に周知した。【2-エ】</p> <p>今後は、会社の内部監査においても類似事例を確認し、再発防止策の効果を検証していく。</p>
<p>教育庁（公益財団法人 東京学校支援機構）</p>	<p>（委託先に係る概算金払について） 契約変更に伴う返還を速やかに行うべきもの</p>	<p>1 ア イ ウ エ</p> <p>2 ア イ ウ エ</p>	<p>庁は、機構に対し、その運営に要する経費に、補助金を四半期ごとに概算金払している。東京都会計事務規則及び「東京都会計事務規則第83条第4項の規定に基づく「会計管理者が別に定めるもの」について」により、要件を全て満たす場合には、その年度の精算を省略させることができるとされている。</p> <p>令和2年度及び令和3年度の概算金払の状況について見ると、①第2四半期以降の交付に際して、②一部で状況報告書の提出前に機構からの請求に対して交付していること、③状況報告書では執行済額の確認のみで、次の所要額が記載がないにもかかわらず、第4四半期の交付済以上の返還が生じていることが認められた。</p> <p>会計管理者が定める精算できる要件には、分割交付した上の執行計画及び執行状況を把握し、必要最小限度とする必要があること、執行計画が機構に対し、状況報告書や所要額の確認を行うこと、年間の計画と交付しているものとは認められず、適正に執行されているものとは認められない。</p> <p>庁は、概算金払を適正に行われたい。</p> <p>庁は、東京都国際交流コンベンション施設等の事業を実施するため、機構と委託契約を締結し、その経費の全額を概算金払により一括して支出している。概算金は、支出の特例として、債権者に概算をもって支出するものであり、概算で支払う額は厳に必要限度にとどめ、不測の損害を招くことを防止しなければならぬ。</p> <p>庁は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、委託事業の一部について中止する必要が生じたため、機構と協議の上、契約金額の減額に伴う契約変更を行った。</p> <p>当該契約書の仕様書には、委託経費の支払について、「委託者は受託者に、本業務に要する経費として契約金額の範囲内の金額を概算金により支払う。」と定められており、年度当初に概算のうち、一括して支払われた契約金額のうち、契約金額の減額により、契約金額を超えている金額については、速やかにか返還を求めべきである。</p> <p>しかし、減額分の返還は年度末の精算時まで行われず、結果として契約変更日から7～12か月の間、機構へ必要金額を概算金により支出したままの状態でなっていた。</p> <p>今後は、契約変更による契約金額の減額が生じた場合は、機構へ速やかにか返還を求められたい。</p>

令和5年2月7日に総務部教育政策課内で、指摘事項や会計管理通知の内容について、再確認を実施した。また、総務部法務課が、令和5年2月22日、庁内全での所属に対して配布される「監察通信」により調査指摘事項を周知徹底し、再発防止を図った。【2-エ】

令和4年度第3四半期の状況報告書の提出に際し、今後の執行見込の記載を省略し、必要額を交付するよう求めた。

令和5年2月16日付令和5年度公益財団法人東京学校支援機構運営費補助金交付内要綱において、状況報告書を様式に今後の執行見込を記載する旨を記載した。【2-エ】

監査結果を令和5年2月13日にとり、指導部部長会議で周知するとともに、指導部管理課管理担当、また、総務部法務課監察課が、令和5年2月22日、庁内全での所属に対して周知徹底し、再発防止を図った。監察通信に当たり、概算金を要する契約において、減額に伴う契約変更が生じた際は、契約額を超える金額について速やかにか返還を求め、周知徹底した。【2-エ】

88	教習庁 (公益財団法人東京学校支援機構)	1	ア	イ	ウ	エ	オ
		2	ア	イ	ウ	エ	オ

契約変更に係る手続を適切に行うべきもの

庁は、都立学校の所有する施設設備を適正に維持管理するために、機構と契約を締結している。仕様書では、①施設保全に伴う小規模な修繕及び日内的に発生する小規模な修繕、②校地内樹木等のケア、③前記①及び②の管理・撤去、④前記①及び②の執行管理、⑤学校別業務執行状況等の管理・報告を行うこととして、仕様書に規定された工事の内容について見直しを行い、空欄設置工事等が認められなかった。また、空欄設置工事等については規定されていない工事が認められた。本来であれば、仕様書に規定されていない業務を実施させる場合は、契約変更を行う必要があるが、庁はこれを踏まえ、契約変更に関する手続を適切に行われた。

令和4年12月15日に開催した本庁・学校経営支援センターの施設担当者と機構により構成する施設移管プロジェクトチームにおいて、令和5年度契約に向けた仕様の検討時、当該監査結果を周知し、再発防止に留意して注意喚起するとともに、仕様書に小規模な改修工事が含まれることを明示した。総務部法務監察課が、令和5年2月22日、庁内全ての所属に対して配信される「監査通信1」により監査指摘事項を周知徹底し、再発防止を図った。【2-イ、2-エ】

【意見・要望事項】		監査結果の要約	講じた措置の概要		
番号	対象局 (団体)	事項			
	措置区分				
89	都市整備局 (株式会社多摩ニュータウン開発センター)	長期修繕計画について	<p>会社は、平成29年3月に、令和18年度までの長期修繕計画を策定し、収支計画書等により、その時点での長期修繕計画の運用ルールは、工事実施内容及び次年度工事実施計画に取組むべき事項を適切に反映し、直近5か年は特に実施に向けて精査することなどとしており、会社は、これに基づき、長期修繕計画を毎年度更新している。</p> <p>この計画について見たところ、 ① 受発電設備工事が、3年間にわたり実施することとなったが、これが、次年度以降の更新された長期修繕計画及び過年度の実績及び次年度の工事実施計画を基に「大規模修繕一覽(100万円以上)2016～2036年度計画」に反映されていない。 ② 複数年度にわたり実施する改修や工事について、複数年度に分けて計上している場合と、初年度に一括計上している場合があるなど、長期修繕計画への計上の仕方が異なっている。</p> <p>この状況が見受けられた。長期修繕計画の運用ルールに照らせば、長期修繕計画は、計画に対する実績及び更新の計画を基に、実現可能性を踏まえ、将来的なキャッシュフローとして、費用面での調整を行って、収支計画を基に、所有ビルの設備更新に係る経営判断において重要な材料であることから、これに資する有効なものとするため、更新の工事施工状況等や契約等に基づく資金需要の時期・金額等を反映・精査し、的確に更新することが必要である。</p> <p>会社は、長期修繕計画の進捗管理及び更新、収支計画への反映をよりの確に行うなど、長期修繕計画について、最適化を図ることが望まれる。</p> <p>会社は、令和5年2月に長期修繕計画と大規模修繕一覽(100万円以上)の作成方法を見直し、複数年度にわたる工事についても、年度ごとに支分金額を計上するよう統一した。</p> <p>【1-エ】 また、会社は、令和5年2月14日に、会社の全体会議において、この度に行った。さらに、令和5年2月14日に、収支計画を作成する総務部門と長期修繕一覽の指図書を作成する施設部門とで定期的な共有に取り組んだ。【2-エ】</p>		
1	ア	イ	ウ	エ	オ
2	ア	イ	ウ	エ	オ

<p>90</p> <p>建設局(公 益財団法人 東京都公園 協会)</p> <p>委託金額の 支払要件の 整理につい て</p>	<p>令和2年度における協会の管理運営業務の実施状況報告書を見たところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言発出による休園等のため、実施できなかったものがあることが認められた。</p> <p>これらの事業の中止に伴う事務処理について見たところ、協会は、フロアコンテナについて係る、出賃委託契約及び警備委託契約について、当日荒天かつ天候の回復が見込めない場合に、協会と受託者との協議の上中止としたときに契約金額変更をしない旨の仕書とが認められた。</p> <p>今後、不測の事態に伴う事業の中止により、締結した契約を中途で終了させる事態も想定される。このような場合においてもは、当該契約の目的、業務の進捗割合、終了時期等に応じて契約金を支払うことも想定されることに加え、契約ごとに支払要件を仕様書等において定めることを検討する必要がある。</p> <p>協会は、協会の責めに帰する業務ができない事由により、受託者が業務を遂行できない場合における委託金額の支払要件の整理について検討が望まれる。</p>	<p>協会は、感染症等の不測の事態に伴う事業の中止により、契約の履行ができなくなった際の支払要件について仕様書に追記し、令和5年1月16日から運用を開始した。【1-1エ】</p> <p>協会は、令和5年3月27日付通知文及び同日開催の公園事業部部新長任において今回の意見内容及び新たな仕様書の運用の徹底について周知した。【2-エ】</p>
<p>91</p> <p>建設局(公 益財団法人 東京都道路 整備保全公 社)</p> <p>(八重洲駐 車場ほか4 ヶ所)における大規模 改修及び中 規模修繕に ついて(ア イウエフ ヒフ) 大規模改修 について</p>	<p>大規模改修後の中規模修繕を繰り返して実施することは、不経済かつ非効率的であることと見込まれ、大規模改修工事の対称である設備の補修等を実施していることが認められた。</p> <p>大規模改修後に中規模修繕を繰り返して実施することは、不経済かつ非効率的であることと見込まれ、大規模改修工事の対称である設備の補修等を実施していることが認められた。</p> <p>大規模改修に当たっては、必要な機能の更新など、改修内容の計画的な検討・精査した基本計画を策定すること、また、設計や施工に係る打合せ等において、必要な機能の更新の要望・交渉や設計・施工中等に即明した不具合等の対応を的確に行うことにより、効率的かつ効果的な大規模改修の実施を図ることが重要である。</p> <p>局は、将来新たに実施する大規模改修に当たっては、計画的に効率的かつ効果的な基本計画を策定することが望ましいが、そのためには、現在実施中の大規模改修において、実施設計や施工に係る打合せ等を活用して的確な対応を行うことにより、その情報・経験を継承し、継承する体制を構築することにより、将来の大規模改修への反映を確保することとすることが望まれる。</p>	<p>道路管理課は、令和5年2月17日付で、駐車場施設に対する技術的な視点での意見、協力ができると見込まれる組織体制を構築し、具体的な役割を明確にした体制表及び連絡フローを作成した。</p> <p>【2-ウ】 令和5年2月22日開催の部課長会にて、部内関係者へ意見内容及び今後の組織体制について周知徹底した。【2-エ】</p>

<p>92</p> <p>建設局(公 益財団法人 東京都道路 整備保全公 社)</p> <p>(八重洲駐 車場ほか4 ヶ所)における大規模 改修及び中 規模修繕に ついて(ア イウエフ ヒフ) 大規模改修 について</p>	<p>大規模改修後の八重洲駐車場のトイレイについて見たところ、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 地下1階及び地下2階のトイレイに容易な壁面から垂直に張り出し出した表示板等がないため、トイレイの正面付近まで行かないと、見つけることが困難な状況である。下2階トイレイのうち、トイレイ脇等が付近の天井から吊るされた階段等の案内表示がトイレイの表示を含んだものとなっていない。</p> <p>施設設置者である局は、大規模改修に当たっては、設計・施工に係る打合せ等や完成引渡し時において、利便性・安全性等の利用者の視点、再入場した確認や要望を行うこと、再入場したとなつては、表示が必要かつ十分な必要に応じた対応を講ずることが求められる。</p> <p>局は、施設設置者として、利便性・安全性等の確認をするなど、利用者の視点を重視した表示について検討・対応することとすることが望まれる。</p>	<p>令和4年10月下旬に、利用者の利便性向上のため、天井から吊るされた階段等の施設案内表示などにトイレイ表示を追加した。【1-1オ】</p> <p>道路管理課は、令和5年2月22日開催の部課長会にて今回の意見を周知し、注意喚起した。</p> <p>また、部は、令和5年1月27日に指定管理者との情報連絡会で今回の意見を周知し、指定管理者の施設点検を行うよう指導した。【2-ウ】</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

95	福祉保健局	(一般廃棄物収集運搬委託契約について) 見合った支払契約の見直しすべきもの	多くの宿泊療養施設の一般廃棄物収集運搬委託契約では、収集1回当たりの車庫で契約しており、1回当たりの想定排出量は12.0t前後とされている。1袋当たりの重量は1.0kg500kg程度を収集した場合に適切な金額となる。施設の実績を見たところ、全体で78.1回の収集のうち45.0kg(全収集回数の2割)を過ぎないものが認められた。また、1回当たりの平均収集量は約31.4kgであり、想定よりも少ない。	令和5年1月31日付通知文により、監査指摘事項を部内周知し、一般廃棄物収集委託契約に当たっては、収集量に見合った支払となるよう指示することとし、再発防止の徹底を図った【2-エ】
			また、契約車庫には処分手数料が含まれており、上記のことから500kg程度の処分手数料が含まれていると考えられるが、総収集量に係る処分手数料は38.0万円で8.1回分の処分手数料は30.0kgの円で7.81回分の処分手数料は6.05万円で、この差額が22.4万円となる。このことから現状の収集1回当たりの実績と比較し合理的でなく、消通の施設など衛生面の考慮した上で排出量が少量の袋詰めや重量を調整する等と、収集コストなどを比較し、収集量に見合った代金を支払うべきである。限らず、東京都大規模宿泊療養施設、医療支援センター等にも収集1回当たりの車庫で契約している例が多数認められることから、局は、一般廃棄物収集運搬委託について、収集量に見合った支払となるよう契約を見直されたい。	
96	福祉保健局	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について) 精算を適正に行うべきもの	宿泊療養施設(コンテナハウス)ホテル東京東日本館)の運営に係る資金前渡の事務処理について見たところ、令和4年2月分として受けた前渡金に基づいて発注した物品について、同月中に支出し精算しておらず、翌3月分の前渡金で支出し精算しており、適正に行われていない。	令和5年1月31日付通知文により、監査指摘事項を部内周知し、資金前渡による再発防止の徹底を図った【2-エ】
			また、新型コロナウイルス感染症の患者に感染に係る宿泊療養対応業務マニュアルを改訂し、支出・精算に当たっての注意事項を追加した【2-エ】	

97	福祉保健局	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について) 送料を適正な科目で支払うべきもの	宿泊療養施設(フアインストーンビレッジホテル東京)では、購入した一般廃棄物で送料1万4,476円を一般廃棄物で支出している。経費内訳が「予算説明書」に示されているが、内容に「送料」があり、送料は適正でない。また、送料を適正な科目で支出されたい。	令和5年1月31日付通知文により、監査指摘事項を部内周知し、送料は一般廃棄物の送料として支出しないよう再発防止の徹底を図った【2-エ】
			また、新型コロナウイルス感染症の患者に感染に係る宿泊療養対応業務マニュアルを改訂し、支出・精算に当たっての注意事項を追加した【2-エ】	
98	福祉保健局	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について) 各種割引の適用について	各宿泊療養施設は、資金前渡による物品購入に当たり、ポイントが付加される割引サービスを利用している。この割引サービスについては、「資金前渡の支払について(通知)」に基づき、各施設の利用に基づき、割引サービスを利用することとしている。また、次回に資金前渡で支払う必要がある場合に、割引サービスが有効に支払われたい。	令和5年1月31日付通知文により、各種割引サービスの利用に伴って付加されたポイントの残額について、令和5年1月31日現在、いずれの施設でも1,000ポイント以上の残額は解消された【1-エ】
			また、新型コロナウイルス感染症の患者に感染に係る宿泊療養対応業務マニュアルを改訂し、ポイントの適用範囲について、各施設に周知した【2-エ】	

<p>99 福祉保健局</p>	<p>宿泊療養施設の運営に当たって、委託を行っている。個人情報保護法に基づき、委託先から個人情報を提供される場合、必要に応じて個人情報を適切に管理し、漏洩防止に努めることとしている。また、委託先に対して個人情報の取扱いに関する指導を行うこととしている。</p>	<p>品川プリンスホテルインストアタワーに係る宿泊療養施設運営支援業務委託契約については、令和4年11月1日履行開始の契約から、個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に管理し、漏洩防止に努めることとしている。また、委託先に対して個人情報の取扱いに関する指導を行うこととしている。</p>
<p>1 ア イ ウ エ オ</p> <p>2 ア イ ウ エ オ</p>	<p>1 ア イ ウ エ オ</p> <p>2 ア イ ウ エ オ</p>	<p>局は、自宅療養者向け健康観察システムを運用するに当たり、外部サービス（LINE）を利用して、通信業者の健康状態に係る機密性の高い情報を取り扱っている。セキュリティ対策を強化し、外部サービスに委託する個人情報の取扱いについて、厳格な管理を行うこととしている。また、委託先に対して個人情報の取扱いに関する指導を行うこととしている。</p>

<p>101 産業労働局</p>	<p>（協力金等） 支給業務委託先が、委託先から個人情報を提供される場合、必要に応じて個人情報を適切に管理し、漏洩防止に努めることとしている。また、委託先に対して個人情報の取扱いに関する指導を行うこととしている。</p>	<p>局は、飲食店等に対する営業時間短縮等に関するガイドラインに基づき、事業者に対して、営業時間短縮に関する指導を行うこととしている。また、事業者に対して、個人情報の取扱いに関する指導を行うこととしている。</p>
<p>1 ア イ ウ エ オ</p> <p>2 ア イ ウ エ オ</p>	<p>1 ア イ ウ エ オ</p> <p>2 ア イ ウ エ オ</p>	<p>局は、飲食店等に対する営業時間短縮等に関するガイドラインに基づき、事業者に対して、営業時間短縮に関する指導を行うこととしている。また、事業者に対して、個人情報の取扱いに関する指導を行うこととしている。</p>

	1	2
103	<p>産業労働局</p> <p>機密性Aの取扱いに当たって外部サービスの利用を適正に行うべきもの</p>	<p>局は、協力金の支給を適正かつ円滑に行うことを目的とした委託契約を締結し、協力金に関する情報提供、申請受付、審査等を行うことができるポータルサイトの構築、運用を行わせており、これらのシステムは、外部サービスとの連携により利用して申請者の住所等機密性Aの情報を取り扱っている。東淀部システムセンターにて機密性Aの情報を取り扱う場合は、あらかじめCISSOの許可を得ること。」とされている。</p> <p>そこで、契約で構築したポータルサイトについて確認したところ、CISSOの許可を得ずして、外部サービスを利用して機密性Aの情報を取り扱っており適正でない。</p> <p>局は、機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正に行われた。</p>
104	<p>産業労働局 (公益財団法人東京都市中小企業振興公社)</p> <p>補助事業及びひびき事業に該当する事業の適正に行うべきもの</p>	<p>局は、飲食店等に対する営業時間短縮等に関する感染症拡大防止協力金支給事業の実施において、令和4年12月6日にCISSOの許可を得た。また、休業要請・営業時間短縮要請等を行うための実施において、令和5年2月6日にCISSOの許可を得た。</p> <p>【1-エ】飲食店等に対する営業時間短縮等に関する感染症拡大防止協力金支給事業について、令和5年2月13日に、外部サービスにて機密性Aの情報を取り扱う場合は、CISSOの許可を得る必要があることを周知した。</p> <p>【2-エ】請等を行う大規模施設に対する協力金等支給事業について、令和5年1月24日付通知文により、監査結果を周知するとともに、契約条件に係るチェックシートを配付し、再発防止を注意喚起した。</p> <p>【2-エ】さらに、令和5年2月10日付通知文により、局内に当該指撥事例及び適正な事務処理について周知した。</p> <p>【2-エ】</p>

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 一〇〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

